



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所

財団法人 日本臨床衛生検査技師会

発行責任者 高田鉄也

編集責任者 高田鉄也

金子健史

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号

TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722

ホームページ <http://www.jamt.or.jp>

緊急修正動議

平成 23 年度 第 1 回定期総会緊急修正動議

平成 23 年 5 月 14 日提出

平成 23 年度 (社) 日本臨床衛生検査技師会
第 1 回通常総会 議長 殿
同 議事運営委員長 殿

会員番号	氏名
27-0415	今井 官子
18-0156	伊藤 喜祐
29-0069	山本 慶和
27-0482	遠天 政太郎
26-0476	小澤 優

平成 23 年度 (社) 日本臨床衛生検査技師会第 1 回定期総会

緊急修正動議

総会運営内規 12 条 3 項 緊急の事情により総会当日に下記の事項について
「修正動議」を提案します。審議よろしくお願ひします。
(緊急の事情とは、当日に事実確認が必要であるため。)

「修正議案」

- 第 4 号議案：一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
 役員の報酬等及び費用に関する規程 (案)
 役員の報酬等及び費用に関する規程細則
 会員及び会費等に関する規程 (案)

に関して

- 役員報酬 (第 2 章 4 条)：会長の報酬は 1,200 万円 (年俸税込額)、専務理事の報酬は前職退職時の年俸で上限が 1,000 万円
 - 常勤役員とは (第 1 章 第 2 条 (2)) 総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。との文言から会長及び専務以外の常勤役員も報酬を受ける可能性が示唆される。
 - 専務理事の定年制が廃止になっている。
- 組織運営規程細則 (平成 22 年 4 月) 第 28 条に定年制が記載されているが、今回の規程から削除されている。社会一般的には定年制を存続するのが妥当、公平である。
- 以上の点から、天下りの温床になりかねないことと、長期間雇用を甘受させる規程内容であるので第 4 号議案は容認できない。会員が公正、公平と認められる規程の作成が必要。

2. 第 5 号議案：一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 定款（案）

●役員定数（第 24 条）（1 項）理事 3 名以上 30 名以内 （2 項）1 名を代表理事、8 名以内を執行理事とすることができる。

役員定数を地区（支部）推薦者数と代表理事（会長）1 名、専務理事 1 名からなる「3 名以上 23 名以内」とすべきであり、代表理事（会長）推薦枠の廃止。明確な役員候補者選出規程の提示が必要。公正且つ有能な人材による会運営、少数精鋭の会執行が必要。

以上の理由により緊急修正動議を提出します。

1. 第 4 号議案：一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
 役員の報酬等及び費用に関する規程（案）
 役員の報酬等及び費用に関する規程細則
 会員及び会費等に関する規程（案）

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

役員の報酬等及び費用に関する規程（案）

〔社〕日本臨床衛生検査技師会執行部提案〕

第 2 章 報酬等

（報酬等の支給）

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は年俸とする。

3 報酬は、年俸額に範囲で各月分割して支給する。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 この法人の常勤役員の年俸額は次のとおりとする。

一 会長は、1200 万円とする。

二 専務理事は、前職退職時の年俸とする。ただし 1000 万円を限度とする。

2 この法人の常勤役員の退職手当の算出は次のとおりとする。

年俸 × (1/12) × 勤務年数により算定する。

〔修正案〕

第 2 章 報酬等

（報酬等の支給）

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき役員報酬を支給する。

3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて退職慰労金を支給することができる。

4 役員等には、役員賞与を支給しない。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬月額、（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、
 役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間 1 年ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。在職期間は当初就任日より起算して 8 年間を上限とする。

(別表) 役員俸給表 (単位: 円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	1 1	300,000	2 1	500,000
2	120,000	1 2	320,000	2 2	520,000
3	140,000	1 3	340,000	2 3	540,000
4	160,000	1 4	360,000	2 4	560,000
5	180,000	1 5	380,000	2 5	580,000
6	200,000	1 6	400,000	2 6	600,000
7	220,000	1 7	420,000	2 7	620,000
8	240,000	1 8	440,000	2 8	640,000
9	260,000	1 9	460,000	2 9	660,000
1 0	280000	2 0	480000	3 0	680,000

役員の報酬等及び費用に関する規程細則

「(社) 日本臨床衛生検査技師会執行部提案」

第 1 章 専務理事等

(専務理事の採用要件)

第 1 条 専務理事は、この会の理事の経験を有すること。

2 採用に関する事項は、会長が取りまとめ理事会に諮り決定する。

(当会を勤務場所とする役員報酬)

第 3 条 報酬は年俸制(税込額)とする。

2 役員報酬は規程第 4 条第 1 項の定めによる。

(当会を勤務場所とする役員退職金)

第 4 条 当会を勤務場所とする役員に、退職金を支給する。その額は、規程第 4 条第 2 項の定めによる。

2 退職金は、(退職時の税込み年俸額 × (1/12) × 勤務年数) により算定する。

3 その場合、勤務年数の端数 6 カ月以上は 1 年とする。

「修正案」

第 1 章 専務理事

(専務理事の採用要件及び定年制)

第 1 条 専務理事は、この会の理事の経験を有すること。

2 採用に関する事項は、理事経験者を対象に公募し、理事会が選出して総会の選任を得る。

3 専務理事の定年を満 65 歳とする。ただし年度終了する 3 月 31 日を退職日とする。

第 3・4 条削除 (役員報酬等及び費用に関する規程(案)に重複記載)

2. 第 5 号議案：一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 定款（案）

「(社) 日本臨床衛生検査技師会執行部提案」

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 30 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、8 名以内を一般社団、財団法人法 91 条第 1 項第 2 号に規定する執行役員とすることができる。

「修正案」

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 23 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、5 名以内を一般社団、財団法人法 91 条第 1 項第 2 号に規定する執行役員とすることができる。

以上

本動議は、原本を重視し打ち間違いを避けるため、活字打ち出しをせずそのまま掲載しております。